

Information 05

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の 税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度です。社会保険加入者や生活保護受給者以外の人が全て加入しています。

国民健康保険税は、保険料率から算出した医療分(医療費の支払いに充てるもの)と支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計で構成されています。平成29年度の医療分の税率は「表1」とおり決定しました。

また、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の算定基準を改定し、軽減対象世帯の軽減判定所得基準「表2」を変更しました。

詳細は、市役所総務部税務課や市ホームページで確認できます。

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
所得割	(前年総所得-基礎控除33万円)×税率	8.00%	7.00%	2.99%	2.04%	据え置き
資産割	固定資産税額×税率 ※償却資産分を除く	9.00%	6.50%	3.30%	5.70%	
均等割	被保険者一人につき	22,700円	据え置き	8,400円	8,300円	
平等割	一世帯につき	23,500円	据え置き	8,600円	7,200円	
各限度額		540,000円	据え置き	190,000円	据え置き	160,000円
限度額合計		890,000円				据え置き

【表2】軽減判定所得の改正表

軽減割合	世帯の所得の基準	
	平成28年度	平成29年度
7割	33万円以下	据え置き
5割	33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(48万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下

(医療分) 医療給付費分 ⇒ 国保加入者全員が対象
 (支援金分) 後期高齢者支援金等分 ⇒ 国保加入者全員が対象
 (介護分) 介護納付金分 ⇒ 40歳以上65歳未満の人が対象

後期高齢者医療保険料の 軽減制度が変わりました

後期高齢者医療保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と、前年の所得に応じて計算される所得割額の合計額で構成されています。保険料率は昨年度と変わり

均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の所得の合計額	
	平成28年度	平成29年度
5割	33万円+(26.5万円×被保険者数)以下	33万円+(27万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(48万円×被保険者数)以下	33万円+(49万円×被保険者数)以下

所得割額の軽減

平成28年度	平成29年度	被保険者の所得の合計額
5割軽減	2割軽減	賦課のもととなる所得が33万円を超え58万円以下(年金収入だけの場合は153万円超え211万円以下)

社会保険などで被扶養者だった場合の均等割額の軽減

平成28年度	平成29年度	対象になる人
9割軽減	7割軽減	後期高齢者医療加入前が会社の健康保険などの被扶養者で、9割軽減・8.5割軽減にならない人(所得割額は0円)

Information 06

登米市結婚活動支援事業 イベント参加者を募集

●大人恋・もうひとつの婚活

【日程】 8月27日(日)

【受付】 午前10時

【セミナー】 今どきの結婚観

午前10時30分～11時30分

【交流会】 夏のなごりのBBQ

パーティー／午前11時30分～午後3時

【会場】 居場所心家(登米市迫町佐沼字大綱)

【参加費】 男性4千円(セミナー受講必須)、女性2千円

(セミナー受講者1500円)

【参加対象者】 40～50代の独身男性、35～50代の独身女性

【定員】 男女各8人

【申し込み締め切り】 8月17日(木)午後6時

●めぐる縁TOME (トゥーミー)

ようこそ水の里登米市へ

登米市の男性と仙台圏の女性との出会いイベント

【日程】 9月10日(日)

【時間】 午前11時～1対1コミュニケーションタイム

正午～ランチ交流会

【会場】 ホテルニューグランヴィア

【人数】 男性20人

【参加費】 男性5千円

【対象者】 25～40歳の独身男性

【参加条件】

①市内在住または市内勤務の男性

②同日開催の特別講座(自己磨きセミナー)を受講できる男性

【セミナー】 男塾(会話力が光る!婚活マナー&エチケット講座)

講師:インテグラーティブホスピタリティ開発事務所代表取締役 役木島上氏

【時間】 午前9時30分～10時50分(受付9時)

【場所】 ホテルニューグランヴィア

【申し込み締め切り】 8月27日(日)午後6時

【申し込み・問い合わせ】 NPO法人ハビふるネット

☎070(5474)4683

※出会いイベントは、あくまでも自身の皆さんに会いの場を提供するものであり、個別に交際相手、結婚相手を紹介するものではありません。

なお、結婚に関する相談は随時受け付け、訪問相談も受け付けています。

Information 07

農地中間管理事業による農地の貸し付け手続きを開始

農地中間管理機構への農地の貸し付け手続きを7月から開始しました。貸し付けを希望する場合は、農業委員会までご相談ください。貸し付け申請手続きは、みやぎ登米農業協同組合および南三陸農業協同組合で受け付けます。

なお、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた場合の協力金は、貸付時期により協力金の交付単価および交付時期が異なりますので早めにご相談ください。

【問い合わせ】

産業経済部産業政策課(農業経営支援係)

☎0220(34)2491

農業委員会事務局(農地管理係)

☎0220(34)2317

みやぎ登米農業協同組合営農部営農企画課

☎0220(23)1600

南三陸農業協同組合生活部営農販売課

☎0226(47)4585

	経営転換協力金	耕作者集積協力金
交付対象者	▶離農する農業者 ▶部門減少により経営転換する農業者 ▶農地の相続人で農業経営をしない人	▶機構に農地を貸し付けて担い手の農地の集約化につながった場合の農地所有者など
交付要件	機構に全ての自作地、または削減する部門の自作地を10年以上貸し付ける。 ※特定農作業受委託(生産物販売権が受託者側にある契約)をしていた農地は自作地に含みません。 【交付対象となる農地】 ▶機構から担い手に転貸された自作地のうち、新規集積面積要件に該当するもの ▶削減する部門の自作地のうち新規集積面積に該当するもの	下記のいずれかの農地を機構に貸し付ける。(利用権や特定農作業受託により、担い手が利用していた農地を除く) ▶機構が所有権、または中間管理権を有する農地、受け手が経営する農地に隣接する農地のうち、新規集積面積要件に該当するもの ▶2筆以上連担している農地のうち、新規集積面積要件に該当するもの
交付単価	3万円/10 ^㊲ (平成30年度の交付単価は未定) ※1戸あたりの交付上限額 ▶2 ^㊲ 以下 50万円 ▶2 ^㊲ 超 70万円	1万円/10 ^㊲ (平成30年度の交付単価は5千円/10 ^㊲ 以内)
交付時期	平成29年10月までに貸し付けた分は、平成29年度の交付単価で、平成30年3月までに協力金が交付されます。 平成29年11月以降に貸し付けた分は、平成30年度の交付単価で、平成30年度の交付となります。 ※平成29年10月貸付分の受付は、平成29年8月20日までとなります。	